

令和7年度

設計・積算技術補助業務

特 別 仕 様 書

東海農政局 土地改良技術事務所

項 目	内 容	備考																	
第1条 適用範囲	令和7年度設計・積算技術補助業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、「現場技術業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。 なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領第3の1 監督支援型による業務である。																		
第2条 目的	本業務は、土地改良技術事務所における設計・積算技術及び工事施工に関する資料の作成等の補助的作業を行うものである。																		
第3条 履行確実性 評価の達成状況の確認	本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。 ① 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 ② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 ④ 業務成果品のミス、不備 等																		
第4条 管理技術者	管理技術者は、次のいずれかの資格を有する者とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>部 門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理部門</td><td>農 業－農 業 土 木、農 業 農 村 工 学</td></tr> <tr> <td>農業部門</td><td>農 業 土 木、農 業 農 村 工 学</td></tr> <tr> <td>農業土木技術管理技士</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>1級土木施工管理技士</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティング マネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table> 又は、上記と同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒13年（短大・高専卒18年、高卒23年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。	資 格	部 門	選択科目	技術士	総合技術監理部門	農 業－農 業 土 木、農 業 農 村 工 学	農業部門	農 業 土 木、農 業 農 村 工 学	農業土木技術管理技士			1級土木施工管理技士			シビルコンサルティング マネージャー	農業土木		
資 格	部 門	選択科目																	
技術士	総合技術監理部門	農 業－農 業 土 木、農 業 農 村 工 学																	
	農業部門	農 業 土 木、農 業 農 村 工 学																	
農業土木技術管理技士																			
1級土木施工管理技士																			
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木																		

項 目	内 容	備考						
第 5 条 現場技術員	現場技術員の技術者区分及び配置人数は以下のとおりとし、次のいずれかの資格を有する者とする。 <table><tr><th>技術者区分</th><th>資 格</th></tr><tr><td>現場技術員（C）</td><td> ・ 技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業農村工学）） ・ 技術士（農業部門（農業土木、農業農村工学）） ・ 技術士補（農業部門） ・ 農業土木技術管理技士 ・ 1 級及び 2 級土木施工管理技士 ・ 大学卒業後 2 年（短大・高専卒業後 4 年、高校卒業後 6 年）以上の実務経験を有する者。 なお、実務経験とは、施設の調査、設計、積算、工事監督とする。 </td></tr><tr><td>配置人員</td><td>1 人</td></tr></table>	技術者区分	資 格	現場技術員（C）	・ 技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業農村工学）） ・ 技術士（農業部門（農業土木、農業農村工学）） ・ 技術士補（農業部門） ・ 農業土木技術管理技士 ・ 1 級及び 2 級土木施工管理技士 ・ 大学卒業後 2 年（短大・高専卒業後 4 年、高校卒業後 6 年）以上の実務経験を有する者。 なお、実務経験とは、施設の調査、設計、積算、工事監督とする。	配置人員	1 人	
技術者区分	資 格							
現場技術員（C）	・ 技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業農村工学）） ・ 技術士（農業部門（農業土木、農業農村工学）） ・ 技術士補（農業部門） ・ 農業土木技術管理技士 ・ 1 級及び 2 級土木施工管理技士 ・ 大学卒業後 2 年（短大・高専卒業後 4 年、高校卒業後 6 年）以上の実務経験を有する者。 なお、実務経験とは、施設の調査、設計、積算、工事監督とする。							
配置人員	1 人							
第 6 条 配置技術者の確認	共通仕様書第 1-6 条における業務組織表の作成及び共通仕様書第 1-7 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 （1）受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。 （2）農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。							
第 7 条 保険加入	受注者は、共通仕様書第 1-28 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。							
第 8 条 業務場所	業務場所は、土地改良技術事務所内を予定しており、業務期間中は庁舎を無償で使用させるものとする。 なお、受発注者間の協議の上、テレワークにより業務を実施することができる。詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。							
第 9 条 履行期間等	（1）本業務の履行期間は次のとおりとする。 令和 7 年 8 月 25 日から令和 8 年 3 月 13 日 （2）本業務の業務期間は、次のとおりとする。 令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 3 月 13 日 なお、業務期間とは準備期間を除く本業務に従事する現場技術員の業務期間をいう。 ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を含まない。 （3）勤務時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。							

項 目	内 容	備考
第 10 条 業務内容	本業務に従事する現場技術員は現場技術員（C）とし、土地改良技術事務所における設計・積算及び工事施工に関する資料の作成等の補助的作業を行うものとする。その業務内容は次のとおりとする。 1) 設計、積算、施工管理の基準に関する資料等の作成 ①業務・工事の積算基準に関する資料等作成の補助 ②設計基準に関する技術資料等作成の補助 ③施工管理基準に関する技術資料等作成の補助 2) 事業実施に関する資料等の管理 現場業務支援システムへの各種（工事、業務等）資料の登録作業の補助 3) 事業所支援における設計及び積算に関する資料等作成の補助 4) その他上記に準ずる業務	
第 11 条 留意事項	(1) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。 (2) 本業務の履行においては、パソコンにより文書作成、表計算及び図面作成等を行うことから、これらの作業に必要となるソフト等については、受注者にて用意するものとする。 なお、パソコンの機能等については監督職員と協議の上決定するものとするが、原則として最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。 また、業務期間満了等で本業務に使用したパソコンを撤去する場合には、本業務に関するハードディスク等のデータを完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。 (3) 受注者からの請求により、発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。この場合、机、椅子は発注者が無償にて貸与する。 なお、貸与物件については、別途「使用貸借申請書」を監督職員に提出するものとする。 (4) 前項により現場技術員が庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。	
第 12 条 打合せ	共通仕様書第 1－5 条による打合せについては月 1 回以上行うものとし、管理技術者が出席するものとする。打合せについては初回と最終回を対面形式で行い、それ以外は WEB 形式により行う。 また、月 2 回目以降の打合せについては、監督職員と協議の上、書面等により行うことができるものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。	

項 目	内 容	備考
第 13 条 成果物	成果物の提出は書面によるものとし次のとおりとする。 (1) 業務実施報告書 1 式 (2) 共通仕様書第 2-4 条から第 2-19 条の規定により 実施した業務において作成した資料 1 式 (3) その他必要な資料 1 式	
第 14 条 成果物の提出先	成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県名古屋市中区三の丸 1－2－2 東海農政局土地改良技術事務所	
第 15 条 契約変更	業務請負契約書第 16 条から第 19 条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。 (1) 第 8 条に示す「業務場所」に変更の必要が生じた場合。 (2) 第 9 条に示す「履行期間等」に変更の必要が生じた場合。 (3) 第 10 条に示す「業務内容」に変更の必要が生じた場合。 (4) 第 12 条に示す「打合せ」に変更の必要が生じた場合。 (5) 第 13 条に示す「成果物」に変更の必要が生じた場合。 (6) その他両者が必要と認めた場合。	
第 16 条 定めなき事項	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	